

# 総会議事録

令和5年6月

令和5年6月13日(火)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和5年6月13日(火)  
開会 午前9時30分、閉会 午前10時28分  
場所 宮津市中央公民館 大会議室

## 農業委員

出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉  
関野 揭司、宮崎 正之、宮崎 健治、山田 正明、松本 聰  
吉田 進、小山 有美恵、石田 弘司

12名

欠席 細井 康、吉田 雅典

2名

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、糸井 久和、瀬戸 享明、溝口 喜順  
垣根 敏孝、荻野 雅章

7名

欠席 宮前 善有、平野 信也

2名

欠員 和田 隆

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第20号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第5 議案第21号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
- 日程第6 議案第22号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について
- 日程第7 議案第23号 令和4年度最適化活動の実施状況等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年6月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中19名です。欠席は吉田雅典委員、細井委員、宮前委員、

平野委員の4名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。宇野委員、和久田委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第18号になります。「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があつたことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は大字宮村※※、登記簿地目は田で面積は※※m<sup>2</sup>です。申請人及び土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。転用目的は露天駐車場を整備するためです。備考の欄になります全体面積※※m<sup>2</sup>となっておりますが、申請農地を含みます宮村※※は本来面積が全体で※※m<sup>2</sup>ありますが、今回の申請ではこの内の※※m<sup>2</sup>を転用するということで、区別をするために甲、乙と分けております。

具体的な場所につきましては4頁に地図と現地写真を添付しております。上の地図ですが、位置的には宮津天橋高等学校の南側で府道9号線の高架を越した付近になります。ファミリーマートの隣接地となっております。その下が現地写真になります。点線で囲まれた部分が申請の農地となっております。写真のとおり一枚の宮村※※の農地の3分の1程度を露店駐車場として整備し、写真中央に写っておりますファミリーマートへ賃貸する予定となっております。工事内容につきましては写真のフェンス奥にあります既設の店舗駐車場に合せる形で、盛土による嵩上げ及びアスファルト舗装等を行う計画となっております。また同じ地番の道から奥側の残された農地につきましては、工事后も用水路及び進入路を確保した計画となっていました。

次の5頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に係る土地、事業計画及び農地の区分を確認しております。意見書の中程にあります、適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、1番の農地の区分と転用目的ですが、申請地は京都丹後鉄道宮村駅から概ね300m以内に位置していることから農地の区分としては第3種農地に該当します。また書類の下の方になりますが農業振興地域と農用地区分の所ですが、この地域は農業振興地域内となっておりますが農用地につきましては区域外となっておりますので、転用は可能な農地となっております。書類の中程に戻っていただきまして、2番の資力及び信用につきましては、駐車場賃貸借契約書により工事費用の確保について確認をとっており、4番、7番につきましても提出された計画書より確認をとっております。また9番の周辺農地等への影響につきましては、雨水の対応については既設及び新たに設置計画の側溝へ排水することとしており、隣接農地の耕作者等について同意を得ております。

議案第 18 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

[関野会長] ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の和久田委員から現地調査の報告をお願いします。

[和久田委員] 6月 2 日に現地確認を行いました。特に問題になることはないと思います。残された田んぼについて適正に管理されれば良いと思います。以上です。

[関野会長] これより、議案第 18 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第 18 号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 18 号については、許可相当の意見を付し京都府へ進達します。次に日程第 3、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。6 頁をお願いします。議案第 19 号になります。「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があつたことについて意見を求めます。2 件ございます。

1 番です。農地の所在は大字獅子崎※※番、登記簿地目は畠で面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は一般個人住宅となっております。2 番です。農地の所在は大字上司※※番、登記簿地目は畠で面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は一般個人住宅となっております。次の 7 頁に具体的な場所を表示した地図を添付しております。

上が 1 番の獅子崎になります。位置的には地図にありますとおりつつじが丘団地の山側中央付近となります。次に下が 2 番の上司となっております。写真は上司集落付近となっておりますが、国道 178 号線から旧にしがき栗田店の横を集落に入りまして集落を南北に通る府道と市道の海側となっております。資料により

御確認をお願いします。

次の8頁に現地写真を添付しております。上の写真が1番の獅子崎となっております。当該農地は住宅用地として造成された土地に果樹を植樹した農地で、土地の売買が成立したことから譲受人が住宅建築を進めることとなっております。下の写真が上司となっております。赤い点線が境界線となっております。長細い地形となっておりまして、写真に見えております既設の建物を取壊し奥側に別荘となります住宅を建築し、手前を庭兼駐車場とする計画となっております。なお、この既存の建物につきましては、農地に建っておりますので違法転用の状態となっておりますが、昭和の60年頃建築され40年ほど経過しており20年以上が経過している理由から始末書などの提出は求めておりません。

また現地確認の際に宮前委員から進入路の計画について確認及び説明を求められておりますのでここで報告させていただきます。住宅など建物を建築する場合は、道路に面した土地であるか又は今回の申請の様に道路に面していない場合は進入路を設けることが建築基準法で定められております。この道路につきましては建築基準法で4m以上と定められておりますが、この道路に建築用地が面していない場合は、道路と建築物の間に進入路を設けることが必要になります。進入路の幅につきましては、道路からの距離や建物の大きさ等により2mから5mがそれぞれ定められておりますが、今回の申請につきましては基準に照らし3m以上の幅の進入路が必要となっており、計画書で確認したところ進入路の幅は3.19mとなっておりますので基準を充たすこととなっております。また同時に宮前委員から進入路の計画が隣接地の駐車場にかかっていることについても指摘を受けましたが、この隣接地についても今回の譲受人が購入する計画であることを確認しております。

次の9頁に申請に係る意見書を添付しております。1番の獅子崎となっております。最初に農地の区分ですが、紙面の左上になりますが申請地は土地区画整理法第2条に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地となっていることから、農地の区分は第3種農地となっております。また意見書の下の方に飛びますが、農振農用地の関係になりますが、下から2つ目の横長の丸で囲われた所になりますがこの場所は農業振興地域内に該当しておりますが、農用地の区分では区域外となっておりますので、農用地には該当しないことから転用が可能な農地となっております。紙面の中程に戻っていただきまして、検討事項、意見等の覧ですが1番は先程の説明のとおり第3種農地、2番の資力及び信用につきましては金融機関発行の融資関連書類により事業にかかる資力を確認しております。また工事計画等に係る項目につきましても、提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、6月1日に地区担当の和久田委員及び酒井委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

次の裏面 10 頁をお願いします。2番の上司になります。最初に農地の区分ですが、紙面の左上になりますが申請地は住宅地の中に位置し周辺地域について宅地の占める割合が 40%を超えることから、農地の区分としましては第3種農地となっております。また意見書の下の方に飛びますが、農振農用地の関係になりますが下から 2 つ目の横長の丸で囲われた所になりますがこの場所につきましても農業振興地域内に該当しておりますが、農用地では区域外となっておりまので転用が可能な農地となっております。紙面の中程に戻っていただきまして検討事項、意見等の覧ですが 1 番は先程の説明のとおり第3種農地、2 番の資力及び信用につきましては金融機関発行の座高証明により事業にかかる資力を確認しております。また工事計画等に係る項目につきましても提出資料等により確認を行っております。9 番の周辺の農地等への影響につきましては 5 月 29 日に地区担当の宮崎健治委員及び宮前委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第 19 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

[関野会長] ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番を和久田委員、2 番を宮崎健治委員からお願いします。

[和久田委員] 現地確認を実施しました結果、宅地として販売する目的の土地でありますので特に問題ないと判断いたしました。以上です。

[宮崎健治委員] 申請の農地につきまして、去る 5 月 29 日に宮前推進委員及び事務局同行で現地確認を行いました。写真は 8 頁になります。現地で申請書の資料を基に、主に周囲に与える影響等について確認を行いましたが、周辺は特に作付けはされていない農地でしたが申請の工事では雨水などの排水は側溝を設けて対応するなど周囲に影響を出すことはないと思いました。また、現地確認の際に宮前委員から進入路についての指摘がありましたが、後日、事務局から進入路の幅及び権利関係についての確認の報告受け問題はないものと判断いたしました。以上により当該申請につきまして許可して問題ないと判断いたしました。

[関野会長] これより議案第 19 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第19号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第19号については許可相当の意見を付し、京都府へ進達します。

次に日程第4、議案第20号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 11頁をお願いします。議案20号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。土地の所在につきましては大字獣師※※ほか1筆、登記地目はいずれも田で面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様で非農地の事由につきましては平成13年頃から耕作していないということです。具体的な場所につきまして12頁に地図を添付しております。位置的には宮津天橋高校、旧宮津高等学校の手前で京都動物医療センターこれはみやづ動物病院のことですがこの動物病院の後側になります。地図により御確認をお願いいたします。

地図の下が現地写真となっております。先程のみやづ動物病院が平成13年から開業されておりましたが、申請の農地は開業当初から病院の専用駐車場として利用されてきたとのことでした。永年駐車場として利用されてきたことから、定期的に草刈などはされているとのことです。病院開業以来、耕起などはされておらず踏固められ現況は雑種地となっております。農地を露店駐車場として使用していることから違法転用の状態となっておりますが、発生から20年以上が経過していることから始末書などの提出は求めておりません。議案第20号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

[関野会長] ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の今中委員から補足説明をお願いします。

[今中委員] 6月2日に事務局と共に現地確認をしてまいりました。永年駐車場として使用されていたために土も固く踏固められておりまして非農地が妥当であると判断いたしました。以上です。

[関野会長] これより議案第20号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第20号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第20号については、承認とします。次に日程5、議案第21号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 別冊の資料をお願いします。議案第21号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」下記の農地を再生利用が困難な農地として非農地判断することについて議決を求めます。この議案につきましては農地法第30条の規定による農地利用状況調査の結果を受け、再生利用が困難な農地につきましては非農地判断をするものでございます。今回は上世屋地区について722筆、面積は合計で※※m<sup>2</sup>の農地を議案に挙げさせていただいております。

昨年度、上世屋地区では守るべき農地を明確にする目的で全筆調査に取り組んでいただき9月に855筆について議決をいただいたところでございますが、この時地区から報告のあった利用状況調査結果の表記について、事務局の認識に相違があり令和3年度以前からのB判定農地722筆が漏れる結果となりました。令和3年度以前にB判定された農地につきましても、令和3年度に改めて再調査を行っていることから追加という形で今回御審議をお願いいたします。資料をお願いいたします。

先程申し上げましたとおり、土地の所在につきましては上世屋地区内でありますので大字は全て上世屋となっております。枝番になりますが1頁から25頁にわたりまして722筆が地番順に表示されております。どの農地につきましても農業委員、推進委員、協力員さんが実際に現地確認を世話になり判定をいただいております。非農地の事由につきましては農地利用状況調査による非農地判定となっております。面積は合計で258,115.80m<sup>2</sup>となっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第21号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

[関野会長] これより議案第21号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第 21 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第 21 号については決定とさせていただきます。次に日程 6、議案第 22 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 資料の 14 頁をお願いします。議案第 22 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。初めに中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。6 件ございます。1 番から 16 頁の 6 番まで全て宮村の農地となっておりその一部を以前は※※様が利用権を設定されておりましたが、解約後の農地利用について酒井委員に大変御尽力を賜わり、既に付近で耕作をはじめていた※※様が借り受けることとなりました。合計で 11 筆、面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。貸借期間は 5 年で、主に季節の野菜を栽培する計画となっております。公告日はいずれも 6 月 20 日となっており、京都府及び京都府農業会議との 2 年越しの協議を踏まえ、府内初の社会福祉法人との中間管理事業の実施になります。次の 17 頁をお願いします。貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定となります。2 件ございます。この内、2 番の借手である耕作者の※※様が※※の住所となっておりますが、仕事の関係で須津の農地を耕作したいということから今回の利用権設定となっております。貸借期間は 1 番が 5 年、2 番が 1 年となっておりますが、契約の終わる終期を 4 月 14 日と定めておりますので 2 か月短い期間となっております。公告日は、令和 5 年 6 月 20 日となっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第 22 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

[関野会長] これより議案第 22 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第 22 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第22号については決定とさせていただきます。次に日程7、議案第23号「令和4年度最適化活動の実施状況等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[小西事務局長] 失礼いたします。議案第23号になります。本日最後の議案となりますが、少しボリュームがございます。事前にお断りをしておりましたように18-1の後の詳細の資料は本日配付をさせていただいておりますので御確認をお願いしたいと思います。18-2というA3の資料、18-3というホッチキス留めをした資料、それと18-4ということでA4の1枚ものでございます。加えまして参考資料ということでホッチキス留めをした資料が1部と新聞の記事が1枚ということと、それぞれの委員の皆様にA3の資料で点検評価票をお配りさせていただいておりまして、これを基に説明をさせていただきたいと思います。今回のこの案件につきましては先ず参考資料の方を、ホッチキス留めをしていただいた農業委員会の最適化活動の目標設定と点検・評価等のスケジュールというものを見ていただきたいと思います。

今回の提案につきましては、既に令和5年の目標設定ということで4月に議決をいただいており、こちらの参考資料にも済のマークを入れさせていただいておりますのが、中程から下の部分でこちらにつきましては令和5年4月の総会で確認をいただいております。本来ですと令和4年度の実績を基にそれを踏まえて点検をしていただいて令和5年ということになるんですが、内容についていろいろと数字が出てまいりまして、その集計等に時間を要するということで全国的にこういう流れでこの6月にこの今回の内容を公表しなさいということになっております。

資料の18-2、3、4につきましては、様式ということで様式の4、5、6というものがございまして、これを6月30日までに公表しなさいということになっているものでございます。皆さん御存知のように今回の提案につきましては人・農地施策の見直しということで、令和4年5月に国会で法案が通りまして、皆さん御存知のように人農地プランが法定化され地域計画ということで、令和5年度、6年度で目標地図作りですとか、そういったことを更に進めてくださいとかそういうことに併せまして農業委員会業務の内容の見直しもございまして、昨年から皆様には活動記録も新たに様式を改めまして取組をしていただいているということでございます。この点検評価ということになりますので4年度の実績を確認いただくということですが、この内容については大きなところではこれまでからも農業委員会の事務局で京都府への報告はさせていただいていたもの

になります。

今回、初めてということで概要について少し詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。18-2を御覧ください。こちらの方は取りまとめ表となっております。小さい字で大変恐縮ですが、農業委員会から報告する資料でございまして、1最適化活動の成果目標と真中の方に最適化活動の活動目標、右の方に点検・評価ということでそれぞれございます。この内容の数字につましては次の18-3の資料の内容を抜粋したものでございますので18-3の方を御覧ください。ホッキス留めで6頁までございます。こちらの方は4月の5年度の目標設定と同じように委員会の概要について記載をさせていただいたり、1頁目の2番の農家、農地の概要ということで農家総数ですか面積といったところを記載しております。この面積のところは耕地面積という面積となっておりまして694ha、宮津市にはあるということですが、この数字がちょっと大きい数字となっているということでございます。毎年、国が年度末に出してくれる数字になっておりまして、正直この半分位が宮津市の経営面積ではないかというふうに考えているところでございます。

次めくつていただきまして2頁の方です。ここから最適化活動の実施状況ということで入ってまいります、1最適化活動の成果目標ということでこちら農地の現状と集積の関係が記載されております。農地面積は694haということでございまして、これまでの集積面積ということで令和4年度は133ha集積をしたということでございます。令和3年度は幾らであったかと申しますと128haでございまして5ha増えているということになりますが、農地の利用権設定とか中間管理事業をしていただいてその年度にあった差引をしておりますので5haになっております。集積率ということでは19.2%でこの133を694で割った数字となっております。

この集積率というのが、非常にポイントでございまして、この集積率の目標はどう置いていったかというところが、次の②の目標というところでございます。これは令和4年度に目標設定をお世話になった分でございまして、令和5年度までに35.6%ということで大変高い目標を設定させられたというところです。この理由につきましては、今日の先程の資料の中に新聞の切抜を付けております。この新聞の切抜を見ていただきますと、国の方は2013年、10年前に担い手に8割集積を目標に10年間進めましょうということでやってきたんですが、結果として6割に満たなかったということです。これがなぜかということがいろいろ書いてあって見直が必要ということが書いてあるんですが、国の方では担い手に8割ということで、この担い手が誰なのかということなんですが、これは認定農業者ということで専業農家の方に集積をする8割ということになっております。宮津市の場合でいきますと、この認定農業者は今17名、また、新規就農者は12名、

それから基本構想水準達成者ということで認定農業者には認定されていませんがそれに近い方ということで 13 名、あと集落営農が 10 団体ということで 52 事業者というところで、その方に集積を 8 割しなさいというのは兼業農家が多い宮津では到底無理なお話だと思っております。現在 133ha なんで 694 ha といつてますが、半分位が経営農地だと思っておりまして 3 分の 1 くらいはその方に集まっていると思うのですが、この方で 8 割(集積を)やんなさいというのはちょっと無茶なことだと思っておりまして、非常にこの設定自体がどうだったのかということを考えております。先程の 18-3 の 2 頁のところに戻っていただいて、この 35.6 というのも国の目標が 80% です、京都府の目標が 53% です。80% に満たない場合は都道府県の数字に合せてくださいということで、段階的に 53 になるようにということで設定をさせていただいたというところでございます。これに対しての達成率ということでございますと、その下の実績ということで 53.8 ということで、これが非常に 100% に近づかないというところで悩ましい状態でございます。これを点数評価しておりますと、参考資料の先程見ていただいたスケジュールのものの 7 頁を御覧ください。こちらに農業委員会の目標の達成状況の評語とか書いてあるところなんですが、こちら参考資料 7 頁です。

この集積に対する目標ということで、53.8% ということでございますが表 2 の(1)の①の達成率 90% 未満というところに該当いたしまして 1 点ということになります。以下評価としましては、基本構想水準達成者が高齢化し経営面積を減らす中、日置及び吉津を中心とした農地中間管理機構を介しての農地の集積により認定農業者の面積が増え更に認定新規就農者の経営面積を増やすことができた、ということで記載をさせていただいております。これが集積の結果というところでございます。次に戻っていただいて 18-3 のところですが(2)の 2 頁です、遊休農地の発生防止、解消というところでございます。こちらの方も現状ということで 4 月に報告させていただきました数字を入れさせていただいておりまして、目標ということでこの緑区分のところで放棄地になって間がない A 1 というのでありますが、この区分が 10ha ほどございましてこれを約 5 分の 1 減らしなさいということで、3 ha にしております。こちら実績の方が③ということで 3 頁にございまして、幸い昨年の利用状況調査で府中でも多かったんですが、オリーブとかそういうことをされる方が増えてまいりまして、復元農地ということで 2.8ha ございました。こちらの方が先程の 3 ha に対しての 2.8ha ということで達成率として 93.3% ということになりますと、先程の参考資料の 7 頁に戻っていただくとこの遊休農地の解消というところで 90% 以上 100% 未満のところに入りますので 3 点ということで、今合計 4 点というところになります。そこにあります 18-3 の方の次の 4 のところに利用状況調査の調査結果ですとか意向調査の時期等を書かせていただいておりまして、こちらにつきましては遊休農地は守れない

農地を非農地判断するなどの認識が浸透した影響もあり面積は増えている。一方でオリーブ栽培などで解消されていた面積も多かったということにしております。また、前後して申し訳ないですが、その④番のその他の上の③の実績のところの真中辺りにBの黄色区分の遊休農地の解消というのがございまして、これについては工程表を策定しなさいということがあったんですが、これにつきましては令和4年度に人・農地プラン、25集落9プラン作っていただきまして、このプランの中にも15集落におきまして農地の粗放的管理とか非農地判断を推進していこうということで工程が示されておりますので出来ているという形にさせていただいております。続きましてその下の方の(3)の新規参入の促進というところでございます。こちらにつきましては新規参入がどれだけできているかということで令和元年度0、令和2年度は1経営体これは由良の※※様です、令和3年度は新規参入者4ということで府中の※※様のお二人、栗田の※※様、養蜂の※※様こちらの方で4経営体ということでそれぞれ面積がございます。目標ということでこちら権利移動面積というのが平成28年度からございまして、過去3年間ということでこれは宮津市全体で権利移動が1年間でどの位あるかということで3年間の平均が70.8haございます。その内の1割をここにありますように新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ということで、10分の1の面積を新規参入者に地権者の同意を得て貸しなさいという目標となっており、大変無茶な目標設定を強いられているということで7.1でございます。実績はどうだったのかということで4頁でございます。当然所有者の同意を得て宮津市として貸し出せる農地がこれだけありますということで公表してませんので正直に0という形で置かしていただいております。ただ4年度におきましても新規参入の方、2経営体ということで入っていただいている宮村の※※様、それから上宮津の※※様に入っていますのでその面積があるということです。こちらに委員会の点検結果ということで農地所有者の同意を得た上で公表するメリットが無く公表は実施していないが担当地域の農業委員会委員が状況を把握しており令和4年度において1.03haを新規参入者に貸与することができたという記載にさせていただいております。こちらにつきましては、先程の参考資料7頁の新規参入の促進というところで達成率は0ということなので、1点ということで今5点ということになっております。

こちら4頁(18-3の資料の4頁)に戻っていただきまして、次の最適化活動の目標日数ということでございます。こちらにつきましては、委員の皆様には1月に10日を目安に何とか10日間、書いてほしいということを申上げておりました。こちらにつきましてはまた後程御説明させていただきますけれども達成ができているというところでございます。次の(2)の活動強化月間ということなんですが、こちら3回程度活動結果を設定しなさいということでプラン推進ですか利

用状況調査それから新規就農対策こういったところを3回程上げさせていただいておりました。実績としてということで7月、8月、11月、2月、3月にかけて、9プランということで大変沢山のプランを作つていただき話し合いを続けましたということで、それを実績ということで書かさしていただいておりますので達成しているということでございます。そちらの方は後程確認させていただいて、次の5頁の方です。新規参入相談会の参加ということで、これも1回そういった新規参入相談会に農業委員も足を運びましょうということで1回以上というのが目標になっておりまして1回としました。実績としましては昨年11月22日に会長、山田委員、細井委員、平野委員、事務局と農林水産課1名で計6名で、委員として4名ということで大阪国際会議場で開催されました都道府県の農業参入フェアというのに参加しております。こういったところを参加したということで実績もあるということでございます。

こちらの方、参考資料の7頁の方に返つていただきますと表2の(2)の活動目標ということで、活動強化月間の実施ということで3月以上実施した1点、新規参入相談会への参加で、こちらも参加したということで1点ということで、こちらで7点になっております。表2のところに合計点7点ということで表1のところで併せますと5点以上10点未満ということで、農業委員会の目標としましては期待どおりの結果が得られたという形になっているというところで、こちら18-3のところの先程の新規参入相談会のところの次のところに目標達成状況の標語ということで目標に対して期待どおりの成果が得られたという形で入れさせていただいております。18-3につきましては6頁の方に事務の実施状況ということで総会ですかとか推進会議の状況、各部会の状況ですか3条それから4条、5条の転用ですか違反転用の対応とかということで記載をさせていただいておりますので御確認をいただきたいと思います。

併せて18-4の資料です。こちらも今の事務の状況ということですので、これを整理したものになっております。18-4の6号様式ですが、訂正をお願いしたいと思います、上方の見出しの4番の違反転用への対応ということでございます。管内の農地面積707となっておりますが、正しくは694が直近の数字でございます。707は1年前の数字になっておりますので、694で訂正をお願いして御確認をいただきたいということでございます。

最後ですが皆様に今日A3の資料でこの別記様式3号をお配りさせていただいております。これは個人ごとの委員さんの点検評価をするということになっておりまして、これも役員会で方針だけ確認をしていただいております、こちらにございますようにまず最適化活動の実施状況ということで4月から3月までの1年間の活動記録こちらの方から整備をさせていただきまして活動日数というのが合計でそれぞれで皆さん出ております。ちょっと反省なんですが、10日間と

いうのがあったんですが、10日間委員会で決めた目標なんですが、いつも活動記録に総会とかということで1番の権限に関する事項というのがありますと、必ず皆さん総会に丸をしていただいておりまして1日カウントしていただいていると思います。最適化の方では、実はその部分については評価をされないというかその部分は評価の対象外になってまして最適化活動ということで1番と5番以外の真中の項目にどんどん記入をしていただいたらポイントは増えるということで、その活動日数というのは総会等含めた日数というふうにはなっておりませんので、少ないと思われる方もあるかもしれません、その部分は除いておりますので御了承いただきたいということでございます。

次の(2)にA3の別紙様式記3なんですが、個人ごとのものなんですが、真中から下の方に成果目標の達成状況及び自己点検評価と結果というところでございます。こちらが各委員さんごとに農地の集積、遊休農地、新規参入ということでそれぞれごとの担当の地域割をさせていただいてこれを評価しなさいということで評価をさせていただいているものでございます。その集積面積というところでそれぞれで皆さんに数字が入っていると思いますが、新規集積面積ということで先程全体で5haということでお伝えさせていただいてました。これを実は差引する関係がございましてその記載の仕方が今回初めての試みで国の方なり京都府の方へそこの新規参入の計算の仕方というのを今確認をさせていただいている最中でして、まだ、そこの整理のついたものが返ってきていないということで、記載の評価の範囲につきましては、累計の次の集積面積というところで出してますので影響はないですが、空白にさせていただいております、これにつきましては確定しましたら、また数字を入れたものを差替えという形でお配りをさせていただきたいということで本日はこの資料で御確認をいたさきたいということで考えております。それぞれ達成状況ということで何%というところが入っております、皆様の新規参入については、先程の全体でも0でございましたので、皆様0で入っているということでございます。右側の方に②の自己点検評価というところがございます。こちらにつきましてはこちらの活動内容につきましてどのように自分で判断したかということを本来書いていただくということもできるんですが、なかなか1年間振返って書いてくださいというのもなかなか大変なことかと思いまして、事務局の方で全体として当てはまる内容を差障りのないところで記載をさせていただいているというところで御確認をいただきたいというふうに思います。

成果実績というところにつきましてもこちらの方地域で取り組んでいただいた内容を概要として書かせていただいております。本当に皆様お忙しい中で頑張っていただいていると事務局は認識をしておりますので、ここはそういう記載をさせていただいております。2番のとこなんですが農業委員会の点検評価という

ことで、先程見ていただいた参考資料の8頁のところに委員個人ごとの点検評価ということで、先程委員会全体の分は7頁で見たんですが、同じように担当地区ごとで活動された内容を活動日数も含めてそれを点数評価するところがございます。それでこちらの表2の方では8頁の表2のところ、集積が1点から4点、遊休農地も1点から4点、新規参入も1点から4点ということと活動日数目標ということで月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況で目標の10日を上回ったとか下回ったとかいうので2点から6点、それと年間の月あたりの最適化活動の日数ということでこちらの方もそれぞれ4点、8点、12点ということをございます。

これらの表2のところを足し上げますと、表1ということで25点以上というところから15点未満ということでそれぞれ標語が決まってまいります。この決まっている標語を点数見合いで出さしていただいておりますのが先程の様式3の2の委員会による点検評価の全体としての標語というのが左下にございます。ここに目標を下回る結果となつたとか、目標に対して期待を上回る結果が得られたということが記載されているというところでございます。こちらを集計いたしましたら先程の18-3の7頁ということで、こちらに1番下のところ推進委員との点検評価ということで、全員で24名いらっしゃいますが、目標に対して期待を上回る結果を得られた方は7名、目標に対して期待どおりの結果が得られた方は5名、下回る結果となつた方は12名だったということでございましてこちらの方をまた18-2のまとめの資料のところにも同じ数字を入れさせていただいているというかたちなるということでございます。以上がこの点検評価というものでございます。

果たしてこの点検評価をして宮津の農業、また日本の農業が良くなるのかは、私もはなはだ疑問に感じております。ただ、この点検評価をすることは大切なことだというふうに思っておりまして、目標ということで届かない部分があればどうすれば良いか、宮津市に合わない部分は違う目標設定をしていくとかといったことも重要なかというふうに思っております。これは全国統一の様式でございまして、これによって実は国の補助金が増えたり減ったりされるということで、私の納得いかないところも多々ございまして、先日の農業委員会の関係する農業会議ですとか京都府の会議の中でもちょっとおかしいのではないかとお伝えはさせていただいておりますが、こういったことをやっていくというになっております。このように肅々と進めるしかないのかというところもございますので、こちらの方で本日の提案に代えさせていただいて、それはそれとして農地利用の最適化を推進するという部分では他の角度から宮津にあった形でやっていくというふうに思っておりますので、本日の内容につきましては御承認をいただきたいということでおろしくお願ひいたします。長くなりましたが以上になります。

〔関野会長〕 非常に詳しい説明ありがとうございました。これより議案第 23 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔小山委員〕 活動記録なんですが、要は、活動記録には今後はここ(見出し部分)の色の付いてるところを書くんですよね。最適化の業務で 2 から 4 に書いた方が良いですね。

〔小西事務局長〕 それがありがたいということですが、5 番に流れたりでその他のその他みたいにできるだけ 2 から 4 番までのどこかのその他に当てはめていたらあります。総会の出席については 1 番になりますので、それはそれで実績になりますし、そういうことで御協力をお願いしたいと思います。また、これについては 7 月の初総会の時にお伝えしたいと思いますので、引き続きの方はよろしくお願いしたいと思います。

〔瀬戸委員〕 実際きちんと活動したことを記入していただいて、とにかく 10 日過ぎたら良いという感覚で書いてしまっている。皆さんもそうだと思いますが、小西局長がこれだけ丁寧に見ていただいているのなら、これからはきちんと書こうかと思いました。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 23 号については承認することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 23 号については承認とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。本日の配付資料にありますとおり先の役員会で行われました専決報告を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により  
署名する。

会長 関野揚司

委員 宇野由美子

委員 和久田二三代

記録者 小西正樹